

公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程施行規則

（平成13年10月1日）
（財世保規則第1号）

（目的）

第1条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程（平成13年9月26日財世保規程第3号。以下「規程」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

（情報開示請求書等）

第3条 規程第6条第1項の規定に基づき開示の請求をしようとするものは、情報開示請求書（第1号様式）又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。

（情報開示決定通知書等）

第4条 規程第10条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第10条第1項の規定により情報の全部を開示する旨の決定をした場合	情報開示決定通知書 (第2号様式)
2 規程第10条第1項の規定により情報の一部を開示する旨の決定をした場合	情報一部開示決定通知書 (第3号様式)
3 規程第10条第2項の規定により情報の全部を開示しない旨の決定（規程第9条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	情報非開示決定通知書 (第4号様式)

（情報開示決定等期間延長通知書等）

第5条 規程第11条第2項又は第3項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第11条第2項の規定により期間を延長した場合	情報開示決定等期間延長通知書 (第5号様式)
2 規程第11条第3項の規定により期間を延長した場合	情報開示決定等期間特例延長通知書 (第6号様式)

(電磁的記録の開示の方法)

第6条 規程第12条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。ただし、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はCD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(情報の取扱い等)

第7条 情報の開示(写しの交付を除く。次項において同じ。)を受けるものは、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損、破損、抜取り等をしてはならない。

2 前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対しては、情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

(苦情の申し出に関する回答書)

第8条 規程第13条第3項に規定する書面は、苦情の申し出に関する回答書(第7号様式)とする。

(苦情の申出届出通知書)

第9条 規程第14条第2項に規定する書面は、苦情の申出届出通知書(第8号様式)とする。

(情報の写しの交付)

第10条 情報の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(文書等の作成に要する費用の額)

第11条 規程第15条第3項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月1日規則第9号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成23年11月1日規則第6号)

1. この規則は、平成23年11月1日から施行する。
2. この規則の施行においては「公益財団法人世田谷区保健センター情報公開事務取扱要領」を廃止する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

区 分		金 額	
情報の種類	写しの作成の方法		
文書、図面及び写真	複写機による写し（単色）	1 枚	1 0 円
	複写機による写し（多色）	1 枚	1 0 0 円
電磁的記録	印刷物として出力したもの（単色）	1 枚	1 0 円
	印刷物として出力したもの（多色）	1 枚	1 0 0 円
	医療用フィルムとして出力したもの	1 枚	6 6 0 円
	CD-R に複写したもの	1 枚	6 6 0 円
	DVD-R に複写したもの	1 枚	6 6 0 円
技術的に困難なもの等外部委託を必要とするものの写し		実費相当額	
写しの送付に要する費用		実費相当額	

第 号
年 月 日

情報開示決定通知書

様

公益財団法人世田谷区保健センター
理事長 ⑩

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

情報の件名又は内容	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 午前 午前 午後 午後
開示の場所	

第 号
年 月 日

情報一部開示決定通知書

様

公益財団法人世田谷区保健センター
理事長 ⑩

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第10条第1項の規定に基づき、次のとおり情報の一部を開示することに決定したので、通知します。

情報の件名又は内容	
開示しない部分及理由	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
開示の日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 午前 午後 午後 午後
開示の場所	

この決定に苦情がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当財団に対して苦情の申出ができます。

第 号
年 月 日

情報非開示決定通知書

様

公益財団法人世田谷区保健センター
理事長 ⑩

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第10条第2項の規定に基づき、次のとおり情報の全部を開示しないことに決定したので、通知します。

情報の件名又は内容	
開示しないこととする理由	

この決定に苦情がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に当財団に対して苦情の申出ができます。

第 号
年 月 日

情報開示決定等期間延長通知書

様

公益財団法人世田谷区保健センター
理事長 ⑩

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

情報の件名又は内容	
公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第11条第1項の規定による決定期間	
延長の理由	
延長後の期間	

第 号
年 月 日

情報開示決定等期間特例延長通知書

様

公益財団法人世田谷区保健センター
理事長 ⑩

年 月 日に請求がありました情報の開示につきましては、公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第11条第3項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

情報の件名又は内容	
公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第11条第1項の規定による決定期間	
開示請求に係る情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	
上記の期間内に開示決定等をする部分	
残りの情報について開示決定等をする期限	
公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第11条第3項を適用する理由	

第 号
年 月 日

苦情の申出に関する回答書

様

公益財団法人世田谷区保健センター
理事長 ⑩

情報一部開示決定通知書、情報非開示決定通知書に対する苦情の申出について、公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第13条第3項の規定に基づき、次のとおり回答します。

情報の件名又は内容	
苦情申出の内容	
苦情申出についての回答 <input type="checkbox"/> 当財団で再度検討 <input type="checkbox"/> 世田谷区長の助言	

第 号
年 月 日

苦情の申出届出通知書

様

公益財団法人世田谷区保健センター
理事長 ⑩

情報一部開示決定通知書、情報非開示決定通知書に対する苦情の申出について、公益財団法人世田谷区保健センター情報公開規程第14条第1項の規定に基づき世田谷区長に届け出て、助言を求めることにしましたので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

情報の件名又は内容	
苦情申出の内容	
苦情申出があった日	年 月 日
世田谷区長に届けた日及び届け出た世田谷区の部署	年 月 日 部 課